

# 重要事項説明書（居宅介護支援）

（2025年3月現在）

## 1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人むつみ福祉会
代表者名	理事長
本社所在地・電話	神奈川県秦野市千村497-1 TEL0463-88-4150
業務の概要	社会福祉事業
事業所数	3施設

## 2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人むつみ福祉会 寿湘ヶ丘居宅介護支援センター
所在地	神奈川県秦野市千村497-1
事業者指定番号	1472800075号
管理者・連絡先	主任介護支援専門員 神奈川県秦野市千村497-1 TEL0463-88-5200
通常の事業実施地域	秦野市
併設サービス	通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設

## 3 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者（主任介護支援専門員）	事業所の統括・管理	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	3名（常勤専従）1名（常勤兼務） 2名（非常勤専従）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## 4 営業時間

区分	平日	土曜日	休祭日
営業時間	9:00~18:00	: ~ :	: ~ :

※ご連絡は24時間体制でお受けしております。上記以外はお相談ください。

なお、土日祝祭日、12月30日から1月3日までは休日扱いとなります。

## 5 指定居宅介護支援の提供方法と内容

適正な居宅介護支援を実施し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、計画的にサービスの提供を行います。居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業者に不当に偏ることがないように、利用者又は家族の意向を踏まえて公正中立に行います。

- 内容 (1) 要介護認定の申請に係る援助を行い、居宅介護支援にあたっては、その旨を市町村へ届け出ます。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族の相談に応じます。
- (3) 厚生労働省が示す課題分析標準項目（利用者の心身、住環境、家族状況など）に沿って課題を分析し、居宅サービス計画原案を作成します。
- (4) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容などの情報を利用者及びその家族に提供します。
- (5) 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができます。また当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。当事業所の作成した居宅サービス計画（ケアプラン）における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合は※別紙のとおりになります。
- (6) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な見地による意見を求めます。
- (7) 居宅サービス計画原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とします。
- (8) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付します。
- (9) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (10) 当該居宅サービス計画の作成及びサービスの実施状況を把握するうえで、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果について記録します。
- (11) 利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。また、介護保険施設等から退所等を行う場合は居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。

## 6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援における利用料ついて、法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の負担はありません。当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）を別紙のとおり算定します。
- (2) 通常のサービス提供地域を超えて行う訪問等に要した交通費は、通常のサービス提供地域を超えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収いたします。
- なお、車両を使用した場合の交通費は、次の実費を徴収いたします。
- 通常のサービス提供地域を超えた所から、片道1 kmあたり 50円とします。

## 7 虐待防止のための措置

- (1) 当事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずる担当者（管理者）を配置します。

## 8 身体拘束の適正化

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 9 医療との連携

利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び当事業所の連絡先を入院先医療機関に伝えて頂けるよう、事前の協力を利用者又は家族等に求めて

いきます。利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合に、利用者の居宅サービス計画等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関からの円滑な在宅生活への移行に向けた退院支援を行います。

#### 1.0 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は業務上知り得た利用者及び家族の情報を保守します。従業者でなくなった後においても同様とします。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び家族の同意を文書により得ておくこととします。

#### 1.1 感染症及び非常災害発生時の対応

感染症及び非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し、研修及び訓練を行います。

#### 1.2 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には賠償責任を速やかに行います。

#### 1.3 研修の実施

居宅介護支援サービス等、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修等の機会を定期的に設けます。

#### 1.4 衛生管理

事業者及び従業者は、清潔の保持及び定期的な健康診断やストレスチェック診断を行い、心身の状態について、必要な管理を行います。

#### 1.5 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設相談コーナー	電話番号 0463-88-5200 FAX番号 0463-88-7773 相談員（責任者） 管理者 対応時間 9:00～18:00（年末年始を除く平日）
-----------	---

○ 公的機関においても、次の機関で苦情相談等ができます。

秦野市役所（高齢介護課）	所在地 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 電話番号 0463-82-9616 FAX番号 0463-84-0137 対応時間 8:30～17:00（年末年始を除く平日）
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447（苦情相談直通） 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝 年末年始を除く）
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	所在地 神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 FAX番号 045-312-6302 電子メール <a href="mailto:tekisei@knsyk.jp">tekisei@knsyk.jp</a> 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝 年末年始を除く）

\* 保険者が秦野市以外の方は、別紙を参照してください。

【 説明確認欄 】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、理解を得られるよう口頭での説明を行い、文書にて重要事項の交付をいたします。

事業者 所在地 神奈川県秦野市千村497-1

事業者名 寿湘ヶ丘居宅介護支援センター

説明者 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の交付・説明を受け同意しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人又は立会人

住所

氏名 印

(続柄)